

令和 7 年門真市教育委員会第 3 回定例会

開催日時 令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 2 時

開催場所 本館 2 階 大会議室

議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 承認第 1 号 臨時代理による事務処理承認について
(令和 7 年度門真市立学校管理職人事について) |
| 日程第 4 | 承認第 2 号 臨時代理による事務処理の承認について
(総合教育会議の招集について) |
| 日程第 5 | 議案第 10 号 令和 6 年度大阪府中学生チャレンジテスト（1 年生・2 年生）結果の公表について |
| 日程第 6 | 議案第 11 号 門真市小中一貫教育推進プランの全部改訂について |
| 日程第 7 | 議案第 12 号 門真市立大和田幼稚園敷地の変更について |
| 日程第 8 | 議案第 13 号 門真市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 14 号 門真市立学校いじめ防止対策審議会規則の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 15 号 門真市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 16 号 門真市教育委員会公印規則等の一部改正等について |
| 日程第 12 | 議案第 17 号 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 18 号 門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 19 号 門真市教育機関等事務処理規程の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 20 号 令和 7 年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について |
| 日程第 16 | 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項第 1 号に係る報告 |
| 日程第 17 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 17 まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	井手 邦宏
教育部教育総務課長	高岡 華織
教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	高山 拓也
教育部学校教育課参事	向井 祐樹
教育部学校教育課参事	
兼 教育センター長	岡田 和樹
こども部保育幼稚園課長	竹田 晶則

八木下教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 松宮 新吾 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 ・ 第16 非公開案件について

日程第 3 承認第 1 号 臨時代理による事務処理の承認について

(令和 7 年度門真市立学校管理職人事について)

八木下教育長より、本件は、人事に関する案件であり、秘匿にする必要があるので、非公開にて会議を行いたいとのこと。各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承。

日程第16

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項に係る報告

八木下教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、秘匿にする必要があるので、非公開にて会議を行いたいとのこと。各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承。

承認第 1 号及び報告案件は続けて非公開にて会議を行うこととした。

日程第 3

承認第 1 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 7 年度門真市立学校管理職人事について)
説明者 水野教育部長

[議事録 省略]

[全委員異議なく、承認]

時間 午後 2 時02分から午後 2 時06分まで

日程第16

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項に係る報告
報告者 高山学校教育課長

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 2 時07分から午後 2 時16分まで

日程第 4

承認第 2 号 臨時代理による事務処理の承認について
(総合教育会議の招集について)

説明者 渡辺教育企画課長

総合教育会議の招集につきましては、教育委員会議の議決を得た上ですべきところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたした関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いするものであります。

議案書 4 ページ、5 ページをご覧ください。

令和 7 年 3 月 14 日付で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 4 項に基づき「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる事項」について協議していただきたく、市長に対し、総合教育会議の招集を依頼したものでございます。

[全委員異議なく、承認]

日程第 5

議案第 10 号 令和 6 年度大阪府中学生チャレンジテスト（1・2 年生）結果の公表について

説明者 岡田学校教育課参事

議案書 6 ページ及び別添カラー刷り資料をご覧ください。

1 月 9 日に実施されました大阪府中学生チャレンジテスト（1・2 年生）の結果概要が 2 月 28 日に大阪府より公表されましたことに伴い、本市でもその結果について市民の方々にお知らせすべく公表したいと考えております。

公表の内容につきましては別添カラー刷り資料をご覧ください。

1 枚目の表面は、中学校 1 年生の調査の概要、調査結果の概要、国語・数学・英語の平均得点及び平均点を活用した対府比を経年比較したグラフ、そして参考資料といたしまして、令和 4 年に実施いたしました大阪府すくすくウォッチの対府比、令和 5 年に実施いたしました全国学力学習状況調査の対全国比の数値と今回の

結果対府比を点線をつないだグラフ、そして今後の取組についてでございます。裏面には、生徒アンケート調査11項目の結果、アンケート調査結果について掲載をしております。

2枚目の表面は、中学校2年生の調査の概要、調査結果の概要、国語・社会・数学・理科・英語の平均得点及び平均点を活用した対府比を経年比較した異学年と同一集団のグラフ、今後の取組についてでございます。裏面には、生徒アンケート調査11項目の結果、アンケート調査結果について掲載をしております。

公表につきましては、本日議決をいただければ、門真市のホームページに掲載したいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

議案第11号 門真市小中一貫教育推進プランの全部改訂について
説明者 高山学校教育課長

議案書7ページをご覧ください。

本件は平成19年に策定された「門真市小中一貫教育推進プラン」を全部改訂するため、本議案を提出するものです。

まず、本プランの策定の経緯についてご説明いたします。これまで本市で小中一貫教育を進めてきた中で、9年間を見通しためざす子ども像の共有、教育課程の編成といったところに課題があると捉えており、より一層、「義務教育9年間の連続性を大事にして子どもを育む教育」を大切にしなければならないと考えております。また「令和の日本型学校教育」を推進していく上でも、学びをつなげるための小中一貫教育が必要だと考えております。

このことに加え門真市小中一貫教育推進プランの策定から10年以上の歳月が経過していることもあり、門真市教育振興基本計画では令和7年度までに小中一貫教育推進プランの見直し業務を指標として掲げているところです。

以上のような過程や背景から今回、小中一貫教育推進プランを見直し、新たなプランとして作成いたしました。

それでは新たな小中一貫教育推進プランについてご説明させていただきます。別冊の資料をご覧ください。

資料1ページからです。まず、門真市がめざす小中一貫教育に

ついてご説明いたします。門真市では、すべての教職員が9年間の系統性、連続性を意識できるよう、中学校区における「めざす子ども像」「学校教育目標」を全教職員で共有し、「特別の教育課程」を含め9年間を見通した教育課程を編成して、就学前教育との連携を意識した教育活動を目指します。

次に、資料2枚目をご覧ください。

具体的取組方針として、門真市のめざす子ども像をふまえ、中学校区で統一した「目指す子ども像」「学校教育目標」を設定し、そのうえで、9年間を見通した教育課程を編成します。

そして重点取組として、「9年間を見通した発達支持的生徒指導」「子ども主体の学び・探究的な学び」「長期的な視点に立った特別の教育課程の編成」の3点を掲げ、取組を進めてまいります。

スケジュール感としては、これらの取組について令和7年度は準備期間とし、令和8年度には本格的に進めていけるよう各校に指導・助言してまいります。

八木下教育長： 説明は終わりました。本件に対する質疑はありませんか。

満永委員： ご説明ありがとうございました。管理職人事を見て、門真市小中一貫教育推進プランを新たに構築していくんだなとよくわかります。とりわけ発達支持的生徒指導、これを9年間しっかりやっていくということは大切な取組ですし、日々頑張っていただきたいです。もう一点は架け橋プログラムですが、就学前のことをきちんと意識していただいているというところにはすごく意義を感じます。ですからこども部あたりと連携を取りながら、門真市幼児教育振興検討委員会ですね。そういったものを見ながら、就学前からすでに教育は始まっているんだという認識でやっていただきたいと思います。

一点だけ、学校教育目標の統一となるんですけれども、これについては校長会でも既に下ろしているんですかね。もし校長会でこれが下りてきた際に、自分が校長なら、学校教育目標は校長自身が決めたいなということなんですね。なぜかという、自分が決めているときは前年度の学テの結果とか、学校教育の自己診断の結果とか、あるいは教員から聞き取った結果とか、そういう個別の課題があって、そのプライオリティをつけて、そしてそれを

次の年の学校目標に決めるようにしていたので、中学校区でも学校3校あるいは4校で統一することが可能なのかなと思ひまして。1年間かけて、そういったことを話し合っていてもらおうということ、そのあたりについて校長会で何か意見はでませんでしたか。校長は納得されていますか。

高山学校教育課長： 満永委員のご指摘のとおり、校長先生の中にはそのようなご意見を頂く校長先生もおられます。そこは我々の方からも学校教育目標を揃えるということは、決して結果として捉えるのではなく、あくまでも手段・過程として捉えて頂き、最終的にはすべての中学校区において門真市の目指す子ども像につながっていくような取組を進めてほしい旨をお伝えいたしました。結果として、校長会からも我々の考えていることというのは一定のご理解を頂けたものと捉えておりますので、引き続き市教委が学校に伴走しながら小中一貫教育についてもしっかりと進めていきたいなと思ひます。

満永委員： そのように一定の理解が得られているのであればいいと思ひますし、1年間かけて逆に自分の学校の課題とか、あるいは学校教育の自己診断なども使って、その中で統一したものをつけていくということはこれから大事だと思うので。そのへんの理解を教職員も含め、しっかり深めながら、進めてください。以上です。

澤田委員： 似たようなところがありますが、引っかかっているのが私の方も中学校区で統一した学校教育目標というところなんですけど、これは、どの小学校も中学校もその校区は、同じ目標を持つということなんです。それでしたら、学校の教育目標ではなくて、校区の教育目標というようなかたちで捉えてもいいのか、もしそうであれば、学校教育目標というのはそれぞれの学校の中にあるもので、それぞれの課題というのはまた違うので、きっと学校教育目標というのは各校で作るんだろうなと思ひます。なのでもし、小学校も中学校も校区で統一した目標を持つとするのであれば、これは学校教育目標ではなくて、校区の教育目標というようなかたちで、そういうふうには捉えているのかもしれないですけども、言葉としてあるほうが良かったのではないかなと思ひました。以上です。

高山学校教育課長： ご意見ありがとうございました。澤田委員おっしゃるように、学校教育目標というのは、あくまでも抽象的な言葉になると思います。ご指摘のとおり具体的な各学校における取組みというのは、それぞれが前年度のこれまでの積み重ねも踏まえながら新たに取り組んでいただくと考えております。校区教育目標か学校教育目標かという様々な名称については、一定いただいたご意見等もふまえながら、しっかりと定めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

八木下教育長： 他にご意見ございますか。よろしいですか。それではお諮りします。本案は原案の通り決することにご異議ございませんか。

[全委員異議なく、可決]

日程第 7

議案第12号 門真市立大和田幼稚園敷地の変更について
説明者 竹田保育幼稚園課長

議案書 8 ページをご覧ください

本件につきましては、門真市公立園最適化基本計画に基づき、門真市立大和田幼稚園を廃止するにつき、保育幼稚園課所管の教育財産である大和田幼稚園敷地1953.67㎡を認定こども園敷地とすべく、行政財産に変更するものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第 8

議案第13号 門真市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について
説明者 高山学校教育課長

議案書11ページからをご覧ください。

先の門真市議会第1回定例会において、門真市附属機関に関する条例の教育委員会の附属機関として門真市いじめ問題対策連絡協議会が追加されました。こちらは、いじめ防止対策推進法第14

条にいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的に置くことができると規定されている組織であり、これまでは要綱を定めることにより、同協議会を設置しておりました。

このたび、いじめ関連組織として附属機関に位置付けたことを受け、同協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。なお、附則として施行日を令和7年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第9

議案第14号 門真市立学校いじめ防止対策審議会規則の制定について

説明者 高山学校教育課長

議案書14ページをご覧ください。

これまでは、門真市附属機関に関する条例の施行に関する教育委員会規則にて、同審議会の委員の定数、委員の構成、委員の任期等を規定しておりましたが、今後、いじめ重大事態への対応の際に必要な事項等も含め、同審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定するものでございます。なお、附則として施行日を令和7年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第10

議案第15号 門真市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について

説明者 高山学校教育課長

先の門真市議会第1回定例会において、門真市附属機関に関する条例の教育委員会の附属機関として門真市いじめ重大事態調査委員会が追加されたことに伴い、同調査委員会の組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものであります。令和4年4月から令和5年11月まで行われた門真市立学校いじめ防止対策審議会による、いじめ重大事態調査については、委託契約した調査員が関

き取り調査等の対応をしてまいりましたが、本規則を制定することにより、調査業務を行う組織を明確に規定することになります。なお、附則として施行日を令和7年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第11

議案第16号 門真市教育委員会公印規則等の一部改正等について
説明者 竹田保育幼稚園課長

議案書20ページをご覧ください。

本件につきましては、門真市公立園最適化基本計画に基づき、門真市立大和田幼稚園を廃止するにつき、本案を提出するものがあります。

改正内容といたしましては、門真市立大和田幼稚園に関する規定を削除するものであります。第1条において、門真市教育委員会公印規則を、第2条において、門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則を、第3条において、門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則を、第4条において、門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則を、第5条において、門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を一部改正し、第6条において、門真市立幼稚園の管理運営に関する規則を廃止しております。附則として施行日を令和7年4月1日としております。

なお、門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正につきましては、令和7年門真市教育委員会第2回定例会において議案第1号として可決された「教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消に係る協議について」、門真市長より同意する旨の回答があったため、地方自治法第180条の7の規定に基づき、補助執行の一部を解消するものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第12

議案第17号 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市
教育委員会規則の一部改正について
説明者 高岡教育総務課長

本件につきましては、門真市附属機関に関する条例の一部改に伴い、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うにつき、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書35ページからをご覧ください。別表に定める附属機関の内容であります。まず、「門真市幼児教育振興検討委員会」につきましては、架け橋期におけるカリキュラムを策定するため、委員の定数及び委員の構成の一部を変更するものであります。

次に、「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会」につきましては、委員の構成の一部の文言を修正するものであります。

次に、「門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会」につきましては、新たな事業への転換を図るため、削除するものであります。

最後に、「門真市立学校いじめ防止対策審議会」につきましては、「門真市立学校いじめ防止対策審議会規則」として新たに別に定めるため、本規則から削除するものであります。

なお、附則といたしまして、本規則は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第13

議案第18号 門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

説明者 高山学校教育課長

議案書37ページをご覧ください。

本件は、令和7年度学校運営協議会の全校設置に伴い、学校評議員を置く学校がなくなることにつき、門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を一部改正するため、本議案を提出するものでございます。

議案書38ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第3条の4では、学校評議員を置く学校がなくなることに伴い全文削除しております。続いて第3条の5です。第3条の4を削除することに伴い第3条の5を第3条の4に変更しており

ます。第3条の6につきましても同様に第3条の5に変更しております。

[全委員異議なく、可決]

日程第14

議案第19号 門真市教育機関等事務処理規程の一部改正について
説明者 竹田保育幼稚園課長

議案書39ページをご覧ください

本件につきましては、門真市公立園最適化基本計画に基づき、門真市立大和田幼稚園を廃止するにつき、本案を提出するものであります。改正内容といたしましては、門真市立幼稚園の園長及び園長代理に関する規定を削除するものであります。なお、附則として施行日を令和7年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第15

議案第20号 令和7年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修
の基本方針の策定について
説明者 岡田学校教育課参事

議案書42ページからをご覧ください。令和7年度研修の方針につきましては、1点目「大阪府教員等研修計画」に基づき、教職員の5つのキャリアステージのうち、初任期、ミドルリーダー発展期、ミドルリーダー深化期、キャリア成熟期のそれぞれの期に必要な資質を育成する研修を実施いたします。来年度は特に、ミドルリーダー深化期の10年経験者を対象とした研修で、校内組織に深く関わるミドルリーダーの育成に力を入れます。また、キャリア成熟期の管理職研修にも注力し、学校運営、リスクマネジメント、働き方改革の推進、コーチングスキルなどをテーマに、年間を通じた計画を進めております。

2点目としまして、すべての子どもの命を守るため、教職員が子どもの課題やSOSに気づいて、適切に対処するための研修、多様な背景や様々な特性のある子どもが通っている学校において、

誰一人取り残すことない授業のあり方や支援の方法に関する研修、教職員の働き方改革・学校組織力の強化等、門真市として今後重点的に取り組むべき教育課題の推進のための研修を実施いたします。

3点目としまして、令和の日本型学校教育を推進し、すべての子どもたちの可能性を最大限引き出すため、各校における「子ども主体の学び」と「探究的な学び」を柱とした授業改善を支援する研修を実施します。「子どもの学びと教職員の学びは相似形」であり、教職員の主体性の尊重と、対話を中心とした研修の転換を図ります。先進校や市内校等の具体的な実践を活用した対話型の研修を実施し、教職員の授業力を向上させるとともに、子どもたち一人ひとりを主語とした授業や多様な他者と協働する複線型の授業への転換に向けた実践的な校内研修が各校で実施できるよう取り組みます。

[全委員異議なく、可決]

日程第17

諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 令和6年度末・令和7年度当初における教職員人事の概要について

報告者 向井学校教育課参事

諸報告資料1ページをご覧ください。

まず、小学校についてであります。児童数でございますが、昨年より206名減少となっております。学級数の総数につきましては通常学級が7クラス減、支援学級が1クラス減となっております。教員基本定数は昨年から8名減、加配が10名増で、全体で2名の増となっております。加配関係の内訳につきましては、記載のとおりであります。

次に、小学校の転入についてであります。2ページ目をご覧ください。新規採用教員については、大阪府教育委員会より9名の配

当がありました。教員の市外からの転入については、地区内からチャレンジ人事交流が2名、チャレンジ人事交流の戻りが1名の計3名の転入がございました。また、校種間異動で小学校から中学校に1名異動します。暫定再任用につきましては、1名配置いたします。よって、転入教員の合計は管理職を含め18名となっております。

次に転出でございます。教諭の退職は4名でございます。退職の内訳といたしまして、定年退職が1名、定年前退職が1名、普通退職が1名、暫定再任用の退職が1名でございます。また、定数内の講師の退職が36名となっております。市籍割愛により教諭から1名を指導主事として登用します。市外への転出については、地区外への転出が1名、地区内ではチャレンジ人事交流の新規が2名、元市への戻りが1名の計3名の転出がございました。

よって、転出教員の合計は管理職を含め50名となっております。

続いて中学校についてであります。3ページをご覧ください。生徒数は、昨年度より42名減少となっております。通常学級が1クラス減、支援学級は2クラス増となっております。教員数は基本定数で1名増、加配が3名増で、全体で4名増となっております。加配関係の内訳については記載のとおりです。

次に転入についてでございます。新規採用教員は、大阪府教育委員会より8名の配当がございました。教員の市外からの転入については、地区内からチャレンジ人事交流の戻りの1名の転入がございました。暫定再任用教員については1名配置いたします。よって、転入教員の合計は管理職を含め15名となっております。

次に転出でございます。教諭の退職は5名でございます。内訳といたしましては、定年前退職が1名、普通退職が2名、暫定再任用の退職が2名でございます。定数内講師の退職は42名でございます。また、市籍割愛により教頭より1名、教諭から1名の計2名を指導主事として登用します。

市外への転出については、府立学校へ1名、地区内ではチャレンジ人事交流の元市への戻りが1名の計2名の転出がございました。よって、転出教員の合計は管理職を含め56名となっております。

5ページには、その他の職種及び被辞令交付者についての状況を記載しております。

最後に、6ページの長期滞留者の異動につきましては、現在、産休・育児休業を取得している者を除いて、全員異動となっております。

ります。

番号2 令和7年度中学生チャレンジテストの参加について
報告者 岡田学校教育課参事

諸報告資料7ページからをご覧ください。

まず、本テストの目的は、1. 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。加えて、テスト結果を活用し、大阪府公立高等学校入学選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。2. 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。3. 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。4. 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めることと示されております。

次に対象は、中学校1年生から3年生の全生徒となっており、実施日につきましては、第1学年・第2学年が令和8年1月14日木曜日、第3学年が令和7年9月2日火曜日となっております。

テスト内容につきましては、第1学年で、国語・数学・英語、第2学年及び第3学年で、国語・社会・数学・理科・英語となります。また、生徒に対するアンケートを実施すると、なっております。

教育委員会事務局といたしましては、以上の実施要領にもとづき子ども達一人ひとりの学力向上や教育施策の充実を図るために、本テストを活用したいと考えております。

番号3 門真市就学援助費支給規則の一部改正について
報告者 高山学校教育課長

改正箇所は全部で3点です。

一点目は、第2条の別表「就学援助費支給額表」を削除しております。本市においては就学援助費の支給額については、令和5年度から国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に合わせて毎年見直しており、令和7年度から国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に基づき毎年市長が定めることとするため別表「就学援助費支給額表」を削除することにいたしました。

二点目は、第2条に就学援助費の種類に「地域クラブ活動参加費」を追加しております。部活動地域移行に伴う、地域クラブ活動の参加費については、活動の維持・運営に必要な範囲で一定程度の受益者負担をお願いすることを予定しております。その際、就学援助受給世帯につきましては、その参加費を就学援助制度で補助できるよう、新たに費目を追加するものです。

なお、生活保護世帯につきましても、生活保護制度上の対応を行えるよう関係課と連携してまいります。

三点目は、第8条について「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正によるものです。

番号4 第14回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストの結果

報告者 岡田学校教育課参事

諸報告資料の26ページをご覧ください。

2月23日にルミエールホール 小ホールにて、第14回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストを開催しました。当日の来場者数は概算で200名ほどでした。

本コンテストにつきましては、令和6年7月からコンテストの参加者を募集し、中学1、2年生から622名の応募がありました。書類による一次審査を52名が通過し、続いて面接による二次審査を18名が通過しました。二次審査を通過した生徒が、追手門学院大学の教員及び学生、市内中学校の英語教員、先輩海外派遣研修生等の協力により、計4回の事前研修を受けたのちに、

本コンテストに臨みました。

当日のコンテストの結果として、諸報告資料に記載しておりますとおり、最優秀賞1名、優秀賞8名、奨励賞9名が選ばれました。最優秀賞と優秀賞の受賞者は、令和7年7月下旬から8月上旬にかけて実施する予定のオーストラリア海外派遣研修の参加候補者となります。具体には、以前から訪問しているオーストラリアのアデレードにて、ホームステイをしながらチャールズキャンベルカレッジでの研修を行います。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後2時56分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 松宮 新吾